

活力ある商店街支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、商店街の活性化を図るため、个性的かつ魅力的な商店街の環境整備等を行う事業（以下「活力ある商店街支援事業」という。）を実施する商店街の組合等（以下「事業実施団体」という。）に補助する市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 活力ある商店街支援事業の内容、補助事業者、事業実施団体、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第1号の収支予算書は、様式第2号によるものとする。

3 規則第4条第2項第2号の別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 経費の配分の変更のうち補助金額に変更がなく、各事業種目の20%以内の変更である場合

(2) その他事業計画の細部を変更する場合

2 市町村長は、事業実施団体に間接補助金（市町村長が知事から交付を受けた補助金をその財源の一部として事業実施団体に交付する補助金をいう。以下同じ。）を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 第5条、第6条、第8条から第10条まで、第12条及び第14条から第17条までの定めるところに準ずること。

(2) 事業実施団体は、間接補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、間接補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。

(3) 事業実施団体が、間接補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、市町村長の承認を受けなければならないものとする。この場合において市町村長は、当該取得財産等が第15条に定める期間を経過している場合を除き、事業実施団体が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

(変更承認の申請)

第5条 市町村長は、規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、活力ある商店街支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる場合)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して20日を経過した日とする。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、活力ある商店街支援事業補助金概算払請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) 概算払請求の根拠となる当期における所要額及び事業進捗状況に関する書類
- (3) 工事請負契約書等の写し

(補助事業遅延等の報告)

第8条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに活力ある商店街支援事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出しその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による報告は、活力ある商店街支援事業実施状況報告書（様式第6号）により9月30日現在における補助事業の遂行状況について、10月20日

までに行うものとする。

2 市町村長は、当該事業が完了したときは、速やかに活力ある商店街支援事業完了報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条に規定する実績報告は、活力ある商店街支援事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 収支精算書（様式第9号）
- (2) 事業実績書（様式第10号）
- (3) 契約書の写し
- (4) 事業実施・竣工を証する書類
- (5) 写真
- (6) 市町村による竣工検査に関する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 知事は市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から24日以内とする。

（補助金の交付の請求）

第12条 市町村長は、規則第14条により補助金の額の確定があったときは、活力ある商店街支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（間接補助金の支払）

第13条 市町村長は、第2条に規定する補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を当該事業を行う事業実施団体に支払わなければならない。

（会計帳簿等の整備）

第14条 市町村長は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第15条 この要綱による補助金の交付を受けて取得した取得価格50万円以上の機械器具及び施設は、規則第18条第1項各号に規定する知事が指定する財産とする。また、規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表1によるものとする。

2 市町村長は、処分を制限された取得財産等について第4条第2項第3号の承認をしようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第4条第2項第3号の規定により市町村が納付を受けた収入の全部又一部を県に納付させるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第16条 市町村長は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 市町村長は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(収益納付)

第18条 知事は、補助事業の実施又は取得財産等の運営により、補助期間中に事業実施団体に収益が生じたと認めたときは、補助事業者（市町村）に対し、交付した補助金の

全部又は一部に相当する金額の納付を求めることができる。

(実施効果の報告)

第19条 市町村長は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（賃借料補助のみの場合は3年間）、毎会計年度終了後30日以内に本補助事業のその後の状況及び本補助事業に係る商店街等の活性化の効果について、活力ある商店街支援事業補助金に係る補助事業実績効果報告書（様式第14号）により知事に報告しなければならない。

2 市町村長は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 知事は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の効果が規則第4条の交付の申請の際において想定される事業効果等と比べ充分ではないと認めるときは、当該補助事業における商店街等の活性化効果や施設利用実績等の状況を踏まえ、その改善のため指導・助言を行うことができる。

(権限の委任)

第20条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄の福島県地方振興局長に委任する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の事業から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年3月31日以前に本補助金の交付を受けている事業の補助率等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の事業から適用する。
- 2 本要綱における中心市街地は、平成21年3月31日までの間は、中心市街地活性化法改正前の中心市街地活性化基本計画によるものとする事ができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の事業から適用する。

(経過措置)

- 2 「商店街空き店舗対策事業」において、平成20年3月31日以前に本補助金の交付を受けている事業の補助率等については、なお従前の例による。
- 3 本要綱における中心市街地は、平成21年3月31日までの間は、中心市街地活性化法改正前の中心市街地活性化基本計画によるものとする事ができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の事業から適用する。

(経過措置)

- 2 「商店街空き店舗対策事業」において、平成21年3月31日以前に本補助金の交付を受けている事業の補助率等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。